

【事案Ⅰ－４】 中断取消請求

・ 2021 年 11 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、2020 年 3 月 15 日付で自動車共済の解約手続きを行ったが、説明もなく同時に適用された中断扱いの取消を求め、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、中断扱いの取消の判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人から譲渡の申出をしているとなぜ中断証明書の取消が出来ないのか回答がない。車両を譲渡したら必ず中断証明書を発行しなければならないものではなく、契約者の状況に応じて、どのような対応をすればよいか案内するのが普通ではないか。
- (2) 契約者に規定内容だけを提示するのは失礼である。規定の提示だけでは中断取消ができない理由を理解することはできない。解約申出時にも、被申立人担当者より「中断証明書発行」の意味について説明がなかった。当方の状況を確認してくれれば、「中断証明書の発行」は必要のないものであることは明らかであった。「中断証明書」が発行されたことにより、現在の自動車保険契約に割増・割引等級の引継ぎが出来ておらず、損害を被っている。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 「解約・中断証明書発行」申出の経緯

2020 年 3 月 10 日、被申立人店舗に申立人が来店。「2020 年 3 月 15 日付で、現在所有する車両を自動車販売店へ譲渡するので、解約したい」と申出を受けた。その後の車両購入予定を確認し、納車予定が未定であることを確認した。当該契約について中断証明書の発行条件に合致していたため、申立人に中断証明書の取扱内容を説明のうえ、「自動車共済契約中断証明書発行依頼書」に、譲渡日、登録番号、譲渡先、譲渡先住所の記載ならびに署名をいただいた。

(2) 申立て理由に対する答弁

申立人は「中断扱いの取消」を主張しているが、上記(1)のとおり、被申立人は変更内容の聴き取りや中断証明書発行の説明を行い、署名いただいております、適正な

手続きを踏んでいることから、申立人の主張は失当である。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

被申立人において、本件中断証明書の発行依頼にあたって、被申立人がまったく説明をせずに、「自動車共済契約異動申込書」への署名や「自動車共済契約中断証明書発行依頼書」への氏名等の記入を求めたものとは考えられず、その発行自体に問題があったと認めることはできない。

そして、申立人は中断証明書発行依頼にかかる申立人の意思表示が錯誤によって無効である旨の主張をするところであるが、申立人は、本件共済契約の解約にあたって、既に新契約を締結しており、その始期日が解約日と同日であることを被申立人に対して明示しなかったと解され、本件中断証明書の発行に関して錯誤があるとの申立人の主張も採用することはできない。